

評価部会から幹事会に検討を依頼された案件の審議について

平成 22 年 12 月 15 日

1. 平成 22 年 10 月 22 日第 3 回評価第一部会より幹事会に検討を依頼した案件

(1) 要約の書き方について

要約にも暴露評価対象物質についての記述を「◇◇中の暴露評価対象物質を○
○及び代謝物△△と設定した。」のように加えてはどうかとの意見が呈された。

農薬専門調査会評価書での表現の統一を提案したく、幹事会に検討を依頼することとされた。

2. 平成 22 年 11 月 17 日第 4 回評価第三部会より幹事会に検討を依頼した案件

(1) 有意差がない所見の評価書への書き方について

本件については、第 67 回農薬専門調査会幹事会において、「有意差のない毒性所見は、表中に記載せずに本文中に記載すること」とされた。しかしある試験において、有意差がないものの毒性と判断した所見のみが最小毒性量の毒性所見であったため、ルールに従った場合、表中で最小毒性量の毒性所見欄が空欄となり、毒性所見を読み取ることができなくなる試験があった。

このような場合については、表に脚注をつけて、有意差のない所見を表中に記載することを幹事会に提案し検討を依頼することとされた。

(他の評価部会からの意見)

有意差がないものの毒性と判断した所見が文章のみの記載であると、毒性所見について文章と表の両方を見なければならないので分かりにくい。毒性所見と判断したものは表中に入れてはどうか。